

平成十三年国土交通省令第二十六号

航空交通管制部組織規則

国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)第四十条第三項及び第五項の規定に基づき、並びに同法及び国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)を実施するため、航空交通管制部組織規則を次のように定める。

第一条 航空交通管制部の管轄区域は、次のとおりとする。

(管轄区域)

管轄区域	航空管制部	交通管制部
満の区域	北緯四度四十五度三五分八秒東経一四一度六分三六秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた区域であつて高さが三三、五〇〇フト未満の区域	北緯三九度八分二一秒東経一二九度四〇分一秒の地点、北緯三五度二七分一六秒東経一四五度三九分四九秒の地点、北緯三九度二七分一六秒東経一四五度四〇分一秒の地点及び同区域

東京航空管制部	東北航空管制部
A線、北緯三九度三〇分一〇秒東経一八度二四分四二秒の地点、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三七度一四分四九秒の地点、北緯三九度三〇分三六秒東経一三七度三一分五七秒の地点、北緯三七度八分一〇秒東経一三六度四一分四九秒の地点、北緯三七度四八度五一分四四秒の地点、北緯三七度一一分三六秒東経一三七度三一分五七秒の地点、北緯三七度二五分二一秒東経一三六度五一分四四秒の地点、北緯三七度一一分一七秒東経一三八度四分三五秒の地点、北緯三七度三分五〇秒東経一三八度三八分の地点、北緯三六度五二分二七秒東経一三八度三〇分二七秒の地点、北緯三六度九分一四秒東経一三七度四二分三七秒の地点、北緯三六度九分一四秒東経一三八度一八分三八秒の地点、北緯三五度四一分八秒東経一三八度五八分五一秒の地点、北緯三五度三分三〇秒東経一三八度一八分三六秒の地点、北緯三五度三一分四七秒の地点及び北緯三九度三〇分三六秒東経一三九度三一分四七秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた区域であつて高さが三三、五〇〇フト未満の区域	A線、北緯三九度三〇分一〇秒東経一八度二四分四二秒の地点、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三七度一四分四九秒の地点、北緯三九度三〇分三六秒東経一三七度三一分五七秒の地点、北緯三七度八分一〇秒東経一三六度四一分四九秒の地点、北緯三七度四八度五一分四四秒の地点、北緯三七度一一分三六秒東経一三七度三一分五七秒の地点、北緯三七度二五分二一秒東経一三六度五一分四四秒の地点、北緯三七度一一分一七秒東経一三八度四分三五秒の地点、北緯三七度三分五〇秒東経一三八度三八分の地点、北緯三六度五二分二七秒東経一三八度三〇分二七秒の地点、北緯三六度九分一四秒東経一三七度四二分三七秒の地点、北緯三六度九分一四秒東経一三八度一八分三八秒の地点、北緯三五度四一分八秒東経一三八度五八分五一秒の地点、北緯三五度三分三〇秒東経一三八度一八分三六秒の地点、北緯三五度三一分四七秒の地点及び北緯三九度三〇分三六秒東経一三九度三一分四七秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた区域であつて高さが三三、五〇〇フト未満の区域

中部航空管制部	西日本航空管制部
北緯三九度八分二一秒東経一二八度九分一九秒の地点、北緯三九度五六分四四秒東経一四三度二分五八秒の地点及び北緯四〇度二分一分八秒東経一四三度五三分四六度二分一分〇秒東経一四五度五三分四六度の地点、北緯三九度八分一〇秒東経一三六度四一分四九秒の地点、北緯三七度四八度四一分四四秒の地点、北緯三七度一一分三六秒東経一三七度二五分二一秒東経一三六度五一分四四秒の地点、北緯三七度一一分一七秒東経一三八度四分三五秒の地点、北緯三七度三分五〇秒東経一三八度三八分の地点、北緯三六度五二分二七秒東経一三八度三〇分二七秒の地点、北緯三六度九分一四秒東経一三七度四二分三七秒の地点、北緯三六度九分一四秒東経一三八度一八分三八秒の地点、北緯三五度四一分八秒東経一三八度五八分五一秒の地点、北緯三五度三分三〇秒東経一三八度一八分三六秒の地点、北緯三五度三一分四七秒の地点及び北緯三九度三〇分三六秒東経一三九度三一分四七秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた区域であつて高さが三三、五〇〇フト未満の区域	北緯三九度八分二一秒東経一二八度九分一九秒の地点、北緯三九度五六分四四秒東経一四三度二分五八秒の地点及び北緯四〇度二分一分八秒東経一四三度五三分四六度二分一分〇秒東経一四五度五三分四六度の地点、北緯三九度八分一〇秒東経一三六度四一分四九秒の地点、北緯三七度四八度四一分四四秒の地点、北緯三七度一一分三六秒東経一三七度二五分二一秒東経一三六度五一分四四秒の地点、北緯三七度一一分一七秒東経一三八度四分三五秒の地点、北緯三七度三分五〇秒東経一三八度三八分の地点、北緯三六度五二分二七秒東経一三八度三〇分二七秒の地点、北緯三六度九分一四秒東経一三七度四二分三七秒の地点、北緯三六度九分一四秒東経一三八度一八分三八秒の地点、北緯三五度四一分八秒東経一三八度五八分五一秒の地点、北緯三五度三分三〇秒東経一三八度一八分三六秒の地点、北緯三五度三一分四七秒の地点及び北緯三九度三〇分三六秒東経一三九度三一分四七秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた区域であつて高さが三三、五〇〇フト未満の区域

東海航空管制部	中国・四国航空管制部
北緯三九度八分二一秒東経一二九度四〇分一秒の地点、北緯三五度二七分一六秒東経一四五度七分四五秒の地点及び北緯四〇度二五分八秒東経一四五度六分三六秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた区域であつて高さが三三、五〇〇フト未満の区域	北緯三九度八分二一秒東経一二九度四〇分一秒の地点、北緯三五度二七分一六秒東経一四五度七分四五秒の地点及び北緯四〇度二五分八秒東経一四五度六分三六秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた区域であつて高さが三三、五〇〇フト未満の区域

岡山航空管制部	本邦及び近接する区域(札幌航空交通管制部、東京航空交通管制部及び神戸航空交通管制部の管轄区域を除く。)
北緯三九度八分二一秒東経一二九度四〇分一秒の地点、北緯三五度二七分一六秒東経一四五度七分四五秒の地点及び北緯四〇度二五分八秒東経一四五度六分三六秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた区域であつて高さが三三、五〇〇フト未満の区域	北緯三九度八分二一秒東経一二九度四〇分一秒の地点、北緯三五度二七分一六秒東経一四五度七分四五秒の地点及び北緯四〇度二五分八秒東経一四五度六分三六秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた区域であつて高さが三三、五〇〇フト未満の区域

部制
空域における航空交通及び気象の状況を考慮した飛行経路の設定、交通量の監視及び調整その他の航空交通の管理に関する事務に關しては、前項の規定にかかるらず、福岡航空交通管制部が本邦及びこれに近接する区域を管轄するものとする。
(総務管理官)

第二条 札幌航空交通管制部及び神戸航空交通管制部に、それぞれ総務管理官一人を置く。

2 総務管理官は、命を受けて、航空交通管制部の所掌事務のうち重要事項に關するものを行う。

(航空交通管制官)
第三条 福岡航空交通管制部に、航空交通管理管制官を置く。

2 航空交通管理管制官は、空域における航空交通及び気象の状況を考慮した飛行経路の設定、交通量の監視及び調整その他の航空交通の管理に関する事務(航空交通管理管制運航情報官及び航空交通管理管制技術官の所掌に属するものを除く)をつかさどる。

3 航空交通管理管制官のうちから国土交通大臣が指名する者を先任航空交通管理管制官とする。先任航空交通管理管制官は、航空交通管理管制官とす

る。次席航空交通管理管制官は、航空交通管理管制官を置く。

5 第二項に規定するもののほか、航空交通管制官のうちから国土交通大臣が指名する者を先任航空交通管制官とする。

6 次席航空交通管理管制官は、航空交通管制官を置く。

(航空交通管制官)
第四条 福岡航空交通管制部に、航空交通管理管制運航情報官を置く。

2 航空交通管理管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 交通量の調整のために行う着陸帯、誘導路、エプロン及びランプの運用状況に關する情報の収集及び分析並びに航空運送事業を經營する者への提供に關すること。

二 航空情報(航空交通の管理に關連するものに限る。)の編集に關すること。

三 航空交通管制に必要な情報の処理を行いうシステム(以下「管制情報処理システム」とい

う。)による航空通信の実施並びに当該航空通

信により収集した情報の整理に關すること。

第四条 第二項に規定するもののほか、航空交通管制官のうちから国土交通大臣が指名する者を先任航空交通管制官とする。

5 第二項に規定するもののほか、航空交通管制運航情報官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席航空交通管制運航情報官とする。

4 先任航空交通管制運航情報官は、航空交通管制運航情報官の所掌に属する事務を管理する。

3 航空管制官のうちから国土交通大臣が指名する者を先任航空管制官とする。

2 航空管制官は、次に掲げる事務をつかさどる。

第五条 福岡航空交通管制部に、航空交通管理管制技術官を置く。

1 航空交通管理管制技術官は、次に掲げる事務をつかさどる。

2 航空交通管制技術官は、次に掲げる事務をつかさどる。

3 航空交通管制技術官は、次に掲げる事務をつかさどる。

4 航空交通管制技術官は、次に掲げる事務をつかさどる。

5 航空交通管制技術官は、次に掲げる事務をつかさどる。

6 航空交通管制技術官は、次に掲げる事務をつかさどる。

(航空交通管制技術官)
第六条 福岡航空交通管制部に、システム管理官を置く。

1 システム管理官は、命を受けて、福岡航空交

通管制部の所掌事務(航空交通の管理に関するものに限る。)のうち、管制情報処理システム施設に關する重要な事項についての企画及び立案

並びに調整に關する事務を整理する。

2 航空交通管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

3 航空交通管制運航情報官は、命を受けて、福岡航空交通管制部の施設運用管理官は、前

(航空管制官)

第二条 航空交通管制部に、航空管制官を置く。

1 航空管制官は、航空交通管制(航空路管制及び進入管制に限る。)及び飛行計画の承認に関する事務(航空交通管理管制、航空交通管制及び管制運航情報官、航空交通管理管制技術官及び管制運航情報官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

2 航空管制官は、航空交通管制運航情報官の所掌に属する事務を管理する。

3 航空管制官のうちから国土交通大臣が指名する者を先任航空管制官とする。

4 先任航空管制官は、航空管制官の所掌に属する事務を管理する。

5 第二項に規定するもののほか、航空管制官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席航空管制官とする。

6 次席航空管制官は、航空管制官の所掌に属する事務の管理に關し、先任航空管制官を補佐す

る。

(航空管制官)
第七条 福岡航空交通管制部に、航空管制官を置く。

1 航空管制官は、航空交通管制(航空路管制及び進入管制に限る。)及び飛行計画の承認に關する事務(航空交通管理管制、航空交通管制及び管制運航情報官、航空交通管理管制技術官及び管制運航情報官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

2 航空管制官は、航空交通管制運航情報官の所掌に属する事務を管理する。

3 航空管制官のうちから国土交通大臣が指名する者を先任航空管制官とする。

4 先任航空管制官は、航空管制官の所掌に属する事務を管理する。

5 第二項に規定するもののほか、航空管制官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席航空管制官とする。

6 次席航空管制官は、航空管制官の所掌に属する事務の管理に關し、先任航空管制官を補佐す

る。

(航空管制官)
第八条 福岡航空交通管制部に、航空管制技術官を置く。

1 航空管制技術官は、次に掲げる事務をつかさどる。

2 航空管制技術官は、次に掲げる事務をつかさどる。

(航空管制技術官)
第九条 福岡航空交通管制部に置く課

總務課

会計課(札幌航空交通管制部を除く。)

(総務課の所掌事務)

第十条 福岡航空交通管制部に、次に掲げる課を置く。

(航空管制官)

第十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

2 公文書類の接受、発送、編集及び保存に關すること。

3 公文書類の審査及び進達に關すること。

4 航空交通管制部の所掌事務に關する総合調整に關すること。

5 職員の衛生、医療その他の福利厚生に關すること。

6 前各号に掲げるもののほか、航空交通管制部の所掌事務で他の所掌に属しないものに關すること。

7 部の所掌事務で他の所掌に属しないものに關すること。

8 札幌航空交通管制部の総務課は、前項に規定するもののほか、次条各号に掲げる事務をつかさどる。

9 会計課の所掌事務

第十三条 この省令に定めるもののほか、事務分掌その他の組織の細目は、航空交通管制部長が定める。

<p>附 則 (平成二年三月三〇日国土交通省令第一六号)</p> <p>この省令は、国家公務員法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年三月三一日国土交通省令第六五号)</p> <p>この省令は、令和六年六月十三日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成二年三月二九日国土交通省令第六四号)</p> <p>この省令は、平成十三年十月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一四年四月一日国土交通省令第四八号)</p> <p>この省令は、平成十四年十月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一四年四月一日国土交通省令第五三号)</p> <p>この省令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一五年四月一日国土交通省令第五七号)</p> <p>この省令は、平成十五年十月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一六年四月一日国土交通省令第四九号)</p> <p>この省令は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成十六年七月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一七年九月二九日国土交通省令第九七号)</p> <p>この省令は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、第一条の表の改正規定は、平成十八年二月十六日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一八年三月三一日国土交通省令第四二号)</p> <p>この省令は、平成十八年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一九年四月一日国土交通省令第四八号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成二〇年六月三〇日国土交通省令第五二号)</p> <p>この省令は、平成二十年七月一日から施行する。</p>

<p>附 則 (平成二二年三月三〇日国土交通省令第一六号)</p> <p>この省令は、令和六年二月二十二日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成二二年三月三一日国土交通省令第六五号)</p> <p>この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は平成二十二年二月十一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成二九年三月三一日国土交通省令第二九号)</p> <p>この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成三〇年九月二八日国土交通省令第七三号)</p> <p>この省令は、平成三十年十月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成三一年三月一一日国土交通省令第六号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成三一年三月二九日国土交通省令第二五号)</p> <p>この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成三一年三月三一日国土交通省令第二号)</p> <p>この省令は、令和二年三月二十八日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成三年一月二八日国土交通省令第三四号)</p> <p>この省令は、令和三年一月二十八日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年二月二十五日から施行する。</p>
<p>附 則 (令和四年一月二四日国土交通省令第六号)</p> <p>この省令は、令和四年一月二十四日から施行する。</p>
<p>附 則 (令和五年三月三一日国土交通省令第六八号)</p> <p>この省令は、令和五年三月三一日から施行する。</p>
<p>附 則 (令和五年九月七日国土交通省令第一四号)</p> <p>この省令は、令和五年九月七日から施行する。</p>

この省令は、令和六年二月二十二日から施行する。

附 則 (令和六年六月一二日国土交通省令第六五号)

この省令は、令和六年六月十三日から施行する。